

後 期 高 齡 者 医 療
特 別 会 計

後期高齢者医療特別会計〔健福祉部 国保年金課 所管〕

1. 概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が急激に増大する中で、世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、老人保健制度に代わる制度として平成 20 年 4 月に創設された。

県においては、県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定や保険料の賦課、医療の給付や保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付や相談業務などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

市における令和 6 年 12 月末現在の被保険者数は 8,971 人となっており、前年と比較すると 7.9%の増となっている。今後も被保険者数の更なる増加により、規模が拡大していくことが想定される。

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	7 年度	構成比	6 年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	1,000,259	85.7	1,017,658	85.7	△17,399	△1.7
繰入金	他会計繰入金	166,394	14.2	168,092	14.2	△1,698	△1.0
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		1,180	0.1	1,180	0.1	0	0.0
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	1,080	0.1	1,080	0.1	0	0.0
歳入合計		1,167,834	100.0	1,186,931	100.0	△19,097	△1.6

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	7 年度	構成比	6 年度	構成比	増減額	増減率
総務費		35,560	3.0	31,865	2.7	3,695	11.6
	総務管理費	28,842	2.4	26,718	2.3	2,124	7.9
	徴収費	6,718	0.6	5,147	0.4	1,571	30.5
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	1,130,193	96.8	1,152,985	97.1	△22,792	△2.0
諸支出金		1,081	0.1	1,081	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算金	1,080	0.1	1,080	0.1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
歳出合計		1,167,834	100.0	1,186,931	100.0	△19,097	△1.6

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,718	5,147	1,571	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,718	5,147	1,571	事務費等繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療保険料徴収業務を市町村が行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者へ納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行う。徴収は、納付書等での納付となる普通徴収（7月から翌年2月までの8期）と年金天引きとなる特別徴収（4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期）の2通りの徴収方法により行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,130,193	1,152,985	△ 22,792	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,130,193	1,152,985	△ 22,792	現年度分特別徴収保険料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、市は被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、保険料軽減措置により減額された保険料を保険基盤安定制度により公費（県3/4、市1/4）で補填し納付する（保険基盤安定納付金）。